

# 北海道公報

目次

ページ

発行 北海道 (総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111 (内線 22-271)  
011-232-1385  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

## 告示

- 一般競争入札(物品の購入)の実施の一部改正 (情報政策課) 三三
  - 産業廃棄物処理施設の変更に係る許可申請書の内容の概要等 (廃棄物対策課) 三四
  - 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活振興課) 三四
  - 生活保護法による介護機関の指定 (保護課) 三五
  - 生活保護法による介護機関の変更の届出 (保護課) 三五
  - 土地改良区の役員の就任の届出 (土地改良指導課) 三五
  - 道営土地改良事業変更計画の決定 (土地改良指導課) 三五
  - 土地改良事業の工事の完了の届出 (土地改良指導課) 三六
  - 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定 (治山課) 三六
  - 知事権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課) 三七
  - 公共測量の実施の通知 (建設部総務課) 三七
  - 公共測量の終了の通知 (建設部総務課) 三七
  - 道路の区域の変更(二件) (道路整備課) 三七
  - 道路の区域の変更及び供用の開始 (道路整備課) 三八
  - 公有水面の埋立ての免許の届出 (河川課) 三八
  - 河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等 (河川課) 三八
  - 市街地再開発組合の定款の変更の認可 (建築指導課) 三九
- ## 公表
- 知事表彰の受賞者 (人事課) 三九
- ## 公告
- 軽油引取税に係る特約業者の指定 (税務課) 三九
  - 公募型プロポーザルの実施 (地域産業課) 三九
- ## 支庁告示
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了 四〇
  - 建築基準法による一定の複数建築物の認定の取消し 四〇
  - 建築基準法による道路の位置の指定 四〇
  - 平成十三年度種馬鈴しよ集荷販売業者の登録 四一
  - 都市計画法による開発行為に関する工事の完了 四一

- 平成十三年度種馬鈴しよ集荷販売業者の登録 四一
- 道網走土木現業所告示 四一
- 特定調達契約に係る落札者等の公示(二件) 四一
- 道教育庁十勝教育局告示 四一
- 特定調達契約(物品の購入)に係る入札の公告 四二
- 道選挙管理委員会告示 四二
- 政治団体の設立の届出(平成十三年六月分) 四九
- 政治団体の届出事項の異動届出(平成十三年六月分) 五〇
- 政治団体の解散の届出(平成十三年六月分) 五一
- 資金管理団体の指定の届出(平成十三年六月分) 五一
- 政党支部の届出(平成十三年六月分) 五二
- 道公安委員会告示 五三
- 道交法の規定に基づく技能検定員及び教習指導員資格審査の実施 五三
- 道旭川方面公安委員会告示 五四
- 道交法の規定に基づく技能検定員及び教習指導員資格審査の実施 五四
- 道警察本部告示 五六
- 特定調達契約に係る入札の公示 五七
- 特定調達契約に係る落札者等の公示(二件) 五九
- 液島海区漁業調整委員会告示 五九
- 定置漁業の保護区域 五九
- 釣漁法によるさけの採捕禁止区域の設定 六〇
- 網走海区漁業調整委員会告示 六〇
- 船舶を使用して行う釣り漁法によるさけの採捕の指示 六一

## 告示

北海道告示第1362号  
平成13年北海道告示第1321号(一般競争入札(物品の購入)の実施)の一部を次のように改正する。  
平成13年8月10日

北海道知事 堀 達也  
1の③の事項中「平成13年9月7日」を「平成13年9月17日」に改める。

呼 7 8 2 1 2 報

北海道告示第1363号  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の2の4第1項の規定により、産業廃棄物処理施設変更許可申請があった。  
なお、産業廃棄物処理施設変更許可申請書（以下「申請書」という。）の内容の概要等は、次のとおりである。  
平成13年8月10日

北海道知事 堀 達 也

1 申請の概要（その1）

- (1) 申請年月日  
平成13年7月27日
  - (2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名  
東京都千代田区西神田3丁目8番1号  
太平洋セメント株式会社 代表取締役 木村 道夫
  - (3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
上磯郡上磯町谷好1-151
  - (4) 産業廃棄物処理施設の種類  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）第7条第3号（汚泥の焼却施設）、第5号（廃油の焼却施設）、第8号（廃プラスチック類の焼却施設）及び第13号の2（産業廃棄物の焼却施設）
  - (5) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
汚泥、廃油、廃プラスチック類、木くず
- 2 申請の概要（その2）
- (1) 申請年月日  
平成13年7月27日
  - (2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名  
東京都千代田区西神田3丁目8番1号  
太平洋セメント株式会社 代表取締役 木村 道夫
  - (3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
上磯郡上磯町谷好1-151
  - (4) 産業廃棄物処理施設の種類の種類  
施行令第7条第3号（汚泥の焼却施設）、第8号（廃プラスチック類の焼却施設）及び第13号の2（産業廃棄物の焼却施設）
  - (5) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
汚泥、廃プラスチック類、木くず
- 3 申請の概要（その3）

- (1) 申請年月日  
平成13年7月27日
- (2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名  
東京都千代田区西神田3丁目8番1号  
太平洋セメント株式会社 代表取締役 木村 道夫
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
上磯郡上磯町谷好1-151
- (4) 産業廃棄物処理施設の種類の種類  
施行令第7条第3号（汚泥の焼却施設）、第8号（廃プラスチック類の焼却施設）及び第13号の2（産業廃棄物の焼却施設）
- (5) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
汚泥、廃プラスチック類、木くず

4 法第15条第2項及び第3項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間

- (1) 縦覧の場所及び時間  
ア 北海道渡島支庁地域政策部環境生活課 午前9時から午後5時15分まで  
イ 上磯町民生経済部環境保険課 午前8時30分から午後5時まで
- (2) 縦覧の期間  
平成13年8月10日から同年9月10日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

5 意見書の提出

- (1) この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有するものは、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
- (2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種類の記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。
- (3) 意見書は、北海道知事（郵便番号 041 - 8558 函館市美原4丁目6番16号渡島合同庁舎内 北海道渡島支庁地域政策部環境生活課）に平成13年9月25日（火）までに到着するように提出すること。

北海道告示第1364号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり定款の変更（事業の種類に関する変更）の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。  
平成13年8月10日

北海道知事 堀 達 也

- 1 申請のあった年月日 平成13年6月15日

報 奨 口

2 特定非営利活動法人の名称 介護ホームどんぐりの家  
 3 代表者の氏名 倉地 栄子  
 4 主たる事務所の所在地 白老郡白老町字荻野312番地の93  
 5 定款に記載された目的 この法人は、地域で生活する介護の必要な高齢者（障害者）及びその家族が日常生活を保ちながら、老いを安心して迎えることができるような介護サービスを提供する小規模多機能型の介護ホームを設立し、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

北海道告示第1365号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成13年8月10日

北海道知事 堀 達也

名称又は氏名	サービスの種類	所在地又は住所	指定年月日
ヘルパーステーション 宝悠	訪問介護	函館市松陰町17番4号	平成13.7.15
JANA北海道厚生連網走厚生訪問看護ステーションあすなろ	訪問看護	網走市北6条西1丁目9番地	同 13.7.1
介護老人保健施設はるこれ	通所リハビリテーション	江別市大麻北町607番地8	同
介護老人保健施設はるこれ	短期入所療養介護 痴呆対応型共同生活介護	同	同
公楽苑ほほえみII	療養介護	石狩郡当別町太美町2343番地39	同 13.6.1
株式会社ハートウエル 函館店	福祉用具貸与	函館市宮前町20番地19号	同 13.7.1
福田介護計画相談所	居宅介護支援事業	北見市北進町68番地28	同
株式会社ゼンシン北海 道松前ケアセンター	居宅介護支援事業	松前郡松前町字大磯205-1	同 13.6.26

中標津ケアプラン相談センター	居宅介護支援事業	標津郡中標津町東13条南7丁目1番地1	同 13.7.1
向陽台ほっとす支援事業所	居宅介護支援事業	千歳市若草4丁目13番地の1	同
居宅介護支援事業所つばさ	居宅介護支援事業	岩見沢市金子町206番地	同
KDケアネット	居宅介護支援事業	函館市千歳町3番2号	同
ケアヘルプ・たいせい	居宅介護支援事業	雨竜郡妹背牛町字妹背牛477番地	同 13.7.16
北見市社会福祉協議会 高栄地区居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業	北見市高栄西町4丁目14-9	同 13.7.10
介護老人保健施設はるこれ	介護老人保健施設	江別市大麻北町607番地8	同 13.7.1

北海道告示第1366号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり届出があった。

平成13年8月10日

北海道知事 堀 達也

名称又は氏名	サービスの種類	所在地又は住所	届出の内容
白糠町ヘルパーセンター	訪問介護	白糠郡白糠町東3条北1丁目2番地27 (変更前) 白糠郡白糠町東3条北1丁目2番地27 (変更後) 白糠郡白糠町西1条南1丁目1番地1	平成13.7.1 変更・所在地

北海道告示第1367号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第161項の規定により、美瑛土地改良区から、次のとおり役員の新任の届出があった。

平成13年8月10日

北海道知事 堀 達也

就任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
平成13.7.16	理 事	岡 田 文 明	上川郡美瑛町字朗根内更生

北海道告示第1368号

第 1287 号

報 告 公 報

道営土地改良（南3号地区水田農業経営確立排水対策（農業用排水））事業の土地改良事業変更計画を定めた。  
その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成13年8月13日から20日間、一般の縦覧に供する。  
平成13年8月10日  
北海道知事 堀 達也

北海道告示第1369号  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。  
平成13年8月10日  
北海道知事 堀 達也

事業主体名	地区名	事業の種類	完了年月日
東藻琴村	山園開拓	基盤整備促進【基盤整備】（農道）	平成12.10.2
小清水町	東野	同	同 13. 1.19
同	神浦北	同	同 13. 3.21
同	同	（暗きよ）	同 4. 2.20
同	同	（客土）	同 3. 3.22
同	同	（農地造成）	同 4. 3. 2

北海道告示第1370号  
農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。  
平成13年8月10日  
北海道知事 堀 達也

1(1) 保安林予定森林の所在 紋別郡湧別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）  
場所

- (2) 指定の目的 魚つき
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 湧別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び湧別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林予定森林の所在 常呂郡佐呂間町（国有林。次の図に示す部分に限る。）  
場所

- (2) 指定の目的 魚つき
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 佐呂間町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び佐呂間町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 保安林予定森林の所在 常呂郡常呂町（国有林。次の図に示す部分に限る。）  
場所

- (2) 指定の目的 魚つき
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- イ 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
- 常呂町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (4) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 常呂町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (5) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (6) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び常呂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1371号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成13年8月10日

北海道知事 堀 達也

- 1 解除予定保安林の所在 北見市広郷1009の26（次の図に示す部分に限る。）  
場所
- 2 保安林として指定され 風害の防備  
た目的
- 3 解 除 の 理 由 排水路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び北見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1372号

札幌開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成13年8月10日

北海道知事 堀 達也

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間 平成13年8月6日から10月5日まで
- 3 作業地域 千歳市、長沼町

北海道告示第1373号

札幌開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成13年8月10日

北海道知事 堀 達也

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点）
- 2 作業期間 平成13年5月25日から7月9日まで

3 作業地域 幌加内町

北海道告示第1374号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年8月10日

北海道知事 堀 達也

- 1 道路の種類 道道
  - 2 路 線 名 岩内蘭越線
  - 3 道路の区域 区 間
- | 変更前後の別 | 敷地の幅員                | 延 長     | 国道等との重複区間                |
|--------|----------------------|---------|--------------------------|
| 前      | 16.00mから<br>22.00mまで | 285.00m | 一般国道229号における<br>11.00mの間 |
| 後      | 22.00mから<br>37.00mまで | 281.00m | 一般国道229号における<br>11.00mの間 |

北海道告示第1375号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年8月10日

北海道知事 堀 達也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 紋別丸瀬布線
- 3 道路の区域 区 間

変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
前	13.53mから 30.75mまで	690.00m	—

紋別市上藻別69番1地先から紋別市上藻別98番1地先（河川敷地）まで

後 13.53mから  
30.75mまで 690.00m  
後 19.60mから  
32.92mまで 678.00m

北海道告示第1376号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年8月10日

北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類	道路	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
2 路線名	帯広新得線				
3 道路の区域					
		前	11.00mから 61.00mまで	4,412.00m	—
		後	13.50mから 61.00mまで	4,129.00m	—
		前	11.00mから 61.00mまで	4,500.00m	—
		後	13.50mから 61.00mまで	4,129.00m	—

北海道告示第1377号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立ての免許を受けた旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から起算して3週間、公衆の縦覧に供する。

平成13年8月10日

北海道知事 堀 達 也

- 出願の年月日 平成13年2月1日
- 出願者 北海道  
(1) 氏名又は名称

(2) 住所 札幌市中央区北3条西6丁目  
(3) 代表者の氏名 北海道知事 堀 達也

3 埋立区域  
(1) 位置 常呂郡佐呂間町字浜佐呂間805 - 5番地先の公有水面  
(2) 区域 次の①の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点を結んだ線によって囲まれた区域  
漁港基準点基2（北緯44度05分23秒 東経143度55分53秒）

①の地点 漁港基準点基2 から方向角312度09分16秒の方向28.80mの地点  
②の地点 ①の地点から方向角308度31分34秒の方向2.01mの地点  
③の地点 ②の地点から方向角38度35分44秒の方向59.78mの地点  
④の地点 ③の地点から方向角128度33分25秒の方向17.39mの地点  
⑤の地点 ④の地点から方向角218度22分45秒の方向1.59mの地点  
⑥の地点 ⑤の地点から方向角309度15分58秒の方向15.50mの地点

4 埋立てに関する工事の施行区域  
(1) 位置 常呂郡佐呂間町字浜佐呂間805 - 5番地先の公有水面  
(2) 区域 次のS①の地点からS⑩の地点までを順次に結んだ線及びS①の地点とS⑩の地点を結んだ線によって囲まれた区域  
漁港基準点基2（北緯44度05分23秒 東経143度55分53秒）  
漁港基準点基2 から方向角312度09分16秒の方向28.80mの地点  
S①の地点から方向角308度32分54秒の方向3.21mの地点  
S②の地点から方向角38度35分43秒の方向60.98mの地点  
S③の地点から方向角128度33分31秒の方向18.59mの地点  
S④の地点から方向角218度28分04秒の方向2.80mの地点  
S⑤の地点から方向角309度05分38秒の方向0.41mの地点  
S⑥の地点から方向角218度39分35秒の方向1.66mの地点  
S⑦の地点から方向角308度35分36秒の方向13.43mの地点  
S⑧の地点から方向角218度36分00秒の方向13.45mの地点  
S⑨の地点から方向角308度29分40秒の方向1.62mの地点  
S⑩の地点 282.55m<sup>2</sup>

(3) 面積 282.55m<sup>2</sup>  
5 埋立地の用途 -2.0m物揚場

北海道告示第1378号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成13年 8月10日

北海道知事 堀 達 也

- 1 河 川 の 名 称 二級河川敷生川水系敷生川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成13年 8月10日
- 3 廃 川 敷 地 等 の 位 置 白老郡白老町字竹浦235番地先から同町字北吉原197番 8 地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 21,530.74㎡

**北海道告示第1379号**

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第 1 項の規定により、次のとおり市街地再開 発組合の定款の変更を認可した。

平成13年 8月10日

北海道知事 堀 達 也

- 1 組 合 の 名 称 琴似 3・1 地区市街地再開発組合
- 2 設立認可年月日 平成 7年11月10日
- 3 事業所の所在地 札幌市西区琴似 1 条 1 丁目 7 番 1 号
- 4 事業の施行期間 平成 7年11月24日から平成14年10月31日まで
- 5 事業の施行地区 札幌市西区琴似 3 条 1 丁目524番 1 ほか15筆
- 6 変更認可年月日 平成13年 7月26日

**公 報**

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づき知事表彰の受賞者を次のとおり決 定した。

平成13年 8月10日

北海道知事 堀 達 也

- 北海道社会貢献賞
- |         |                    |           |           |
|---------|--------------------|-----------|-----------|
| 市（区）町村名 | 氏 名                | 又 は 団 体 名 | 功 績 の 内 容 |
| 札幌市厚別区  | 沖 田 芳 夫            |           | 優良医療職員    |
| 同 中央区   | 大 湊 隆次郎            |           | 同         |
| 滝 川 市   | 高 橋 橋 辰 夫          |           | 同         |
| 美 唄 市   | 宝 崎 善 力            |           | 同         |
| 登 別 市   | 高 橋 善 雄            |           | 同         |
| 札幌市手稲区  | 学校法人北海道尚志学園北海道工業大学 |           | 献血推進功労者   |

- |           |               |   |
|-----------|---------------|---|
| 同 中央区     | 株式会社東急百貨店札幌店  | 同 |
| 同 豊平区     | 自衛隊札幌病院       | 同 |
| 同 江 別 市   | 学校法人札幌学院大学    | 同 |
| 同 旭 川 市   | 旭川信用金庫        | 同 |
| 同 名 寄 路 市 | 株式会社西條名寄店     | 同 |
| 同 釧 路 市   | 市立釧路総合病院      | 同 |
| 同 帯 広 市   | 北海道開発局帯広開発建設部 | 同 |
| 同 登 別 市   | 登別市献血推進協議会    | 同 |
| 同 函 館 市   | 大槻食材株式会社      | 同 |

**公 報**

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の 6 の 4 第 1 項の規定により、特約業者を次の とおり指定した。

平成13年 8月10日

北海道知事 堀 達 也

- 1 氏 名 又 は 名 称 日進貿易株式会社
- 2 代 表 者 の 氏 名 大田 幸作
- 3 主たる事務所又は 事業所の所在地 札幌市中央区北 1 条西 3 丁目 3 番地27
- 4 指 定 の 年 月 日 平成13年 8月 1日

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成13年 8月10日

北海道知事 堀 達 也

- 1 業 務 概 要 物流動向実態調査事業
- (1) 業 務 名 産業構造や消費者行動の変化、規制緩和や情報化の進展などの要因に より、近年、物流ニーズが多様化・高度化するなど物流を取り巻く環境 が大きく変化していることから、物流の効率化が大きな課題となってい る。本道物流効率化の推進を図るためには、本道物流の現状把握が必要 であり、物流問題は非常に多岐・多様に渡ることから、年次計画による 実態調査を実施しており、今年度については、家電リサイクル法適用対 象製品等における「静脈物流」の動向を調査分析し、今後の静脈物流市 場の把握や課題の整理などを行い、本道物流効率化推進方策の基礎資料
- (2) 業 務 内 容

第 1287 号

報 告 公 報

と する ため 調査 する もの である。

(3) 履行期限 平成14年2月28日

2 参加資格及び選定基準

(1) プロポーザルの提出者に要求される資格

ア 経営状況、経営規模において契約の履行に支障がないこと。

イ 道内に営業拠点を置く営利法人であること。

ウ 物流事情に関する豊富な知識を有し、国、地方公共団体等の調査・研究業務を確実に履行した実績を有していること。

エ 事業の実施に伴う新規の雇用及び就業機会の創出に係る労務費の割合が原則として委託費の25%以上を確保できること。

(2) プロポーザルの選定基準

ア 新規雇用の創出

新規雇用者数等

イ 業務処理能力

業務実施体制等

ウ 企画提案の妥当性

企画提案内容等

3 手 続 等

(1) 担当部局

郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道経済部地域産業課

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 26 - 333

ファクシミリ 011 - 232 - 5692

(2) プロポーザル説明書の交付期間及び場所

平成13年8月10日(金)から22日(水)まで  
(土曜日及び日曜日を除く。交付時間は午前9時から午後5時まで)

交付場所は、(1)に同じ。

(3) プロポーザルの受領期限、提出場所及び方法

平成13年9月3日(月)午後5時  
提出場所は、(1)に同じ。

持参すること。

4 そ の 他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 本業務に係る照会窓口

3(1)に同じ。

(3) プロポーザルに関する説明会及びヒアリングを行う。  
(4) 詳細は、プロポーザル説明書によること。

収 入 報 告

北海道網走支庁告示第12号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年8月10日

北海道網走支庁長 太田 敏夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

網走郡美幌町字稲美89番4、89番42、89番43

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都台東区上野7丁目14番4号 大和情報サービス株式会社 代表取締役 檀本 昌豊

3 開発許可年月日及び番号

平成13年2月21日 網建指第12-9号

北海道網走支庁告示第13号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の5第2項の規定により、次のとおり一定の複数建築物の認定を取り消した。

平成13年8月10日

北海道網走支庁長 太田 敏夫

1 認定取消番号 第13-1号

2 認定取消年月日 平成13年8月2日

3 対象区域 紋別郡雄武町字雄武1342番地

4 申請者の住所及び氏名 札幌市中央区北3条西7丁目

公立学校共済組合復代理人 北海道教育委員会教育長 鎌田 昌市

北海道網走支庁告示第14号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図書は、網走支庁及び雄武町に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成13年8月10日

北海道網走支庁長 太田 敏夫

1 指 定 番 号 網建指第13-1号

- 2 指定年月日 平成13年8月2日
- 3 道路の位置 紋別郡雄武町雄武1495番地1のうち、1342番地のうち
- 4 道路の幅員 7.02m
- 5 道路の延長 280.2m
- 6 申請者の住所及び氏名 札幌市中央区北3条西7丁目  
公立学校共済組合復代理人  
北海道教育委員会教育長 鎌田 昌市

**北海道胆振支庁告示第9号**

北海道種馬鈴しよ生産販売取締条例（昭和27年北海道条例第67号）第7条第1項の規定により、次のとおり平成13年産から翌々年産までの種馬鈴しよ集荷販売事業者の登録をした。  
平成13年8月10日

登録番号 登録年 住 所 氏名又は名称 集荷地域  
胆振第2号 平成13.8.1 伊達市末永町74番 伊達市農業協同組合 伊達市  
北海道胆振支庁長 天谷 直純

**北海道胆振支庁告示第10号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。  
平成13年8月10日

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 北海道胆振支庁長 天谷 直純  
勇払郡早来町栄町173番5 ほか4筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 勇払郡厚真町錦町10番地2  
とまこまい広域農業協同組合  
代表理事組合長 浅野 勝善
- 3 開発許可年月日及び番号 平成12年11月28日 胆建指第12-11号

**北海道釧路支庁告示第5号**

北海道種馬鈴しよ生産販売取締条例（昭和27年北海道条例第67号）第7条第1項の規定により、次のとおり平成13年度から翌々年度までの種馬鈴しよ集荷販売事業者の登録をした。  
平成13年8月10日

登録番号 登録年 住 所 氏 名 集荷地域  
北海道釧路支庁長 北 勝利

釧路第1号 平成13.7.31 川上郡弟子屈町中 摩周湖農業協同組合 弟子屈町  
央3丁目7番12号

**北海道網走土木現業所告示第4号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。  
平成13年8月10日

北海道網走土木現業所長 猪 俣 茂 樹

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
(1) ロータリ除雪車 (1.3m・700ℓ/h級) 2台  
交換契約によりロータリ除雪車2台 (80PS級) を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車2台 (1.3m・700ℓ/h級) を当該契約の相手方から調達する。
- (2) 除雪トラック (10t級、6×6、S・G・2W付) 5台  
交換契約により除雪トラック5台 (10t級3台、7t級2台) を契約の相手方に供し、除雪トラック5台 (10t級、6×6、S・G・2W付5台) を当該契約の相手方から調達する。
- 2 落札を決定した日 平成13年7月18日
- 3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏 名 道栄機械株式会社  
住 所 札幌市清田区平岡2条3丁目7番12号  
(2) 氏 名 三井物産マシナリー株式会社  
住 所 東京都港区新橋6丁目1番11号
- 4 落札金額  
(1) 23,310,000円  
(2) 146,943,825円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成13年北海道網走土木現業所告示第2号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名 称 北海道網走土木現業所  
(2) 所在地 北海道網走市北7条西3丁目

北海道網走土木現業所告示第5号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成13年8月10日

北海道網走土木現業所長 猪 俣 茂 樹

1 落札に係る物品の名称及び数量

(1) 空港用化学消防車 (6,000立級) 1台  
交換契約により化学消防車1台 (6,000立級) を契約の相手方に供し、化学消防車1台 (6,000立級) を当該契約の相手方から調達する。

(2) 空港用スノーパー除雪車 (除雪幅3.5m級) 1台

交換契約により空港用スノーパー除雪車1台 (除雪幅2.5m級) を契約の相手方に供し、空港用スノーパー除雪車1台 (除雪幅3.5m級) を当該契約の相手方から調達する。

2 落札を決定した日

平成13年7月18日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 帝国纖維株式会社

住所 東京都中央区日本橋2-5-13

(2) 氏名 第一実業株式会社

住所 東京都千代田区二番町11番19号

4 落札金額

(1) 207,585,000円

(2) 32,890,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成13年北海道網走土木現業所告示第3号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道網走土木現業所

(2) 所在地 北海道網走市北7条西3丁目

北海道十勝教育庁告示

北海道教育庁十勝教育局告示第5号

次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成13年8月10日

北海道教育庁十勝教育局長 白 野 寛

1(1) 入札に関する事項

ア 調達をする物品等の名称及び数量

北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品購入 (事務器類) 靴箱、デスクワットなど44品目 902点  
イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

ウ 納入期日 平成13年10月2日 (火)

エ 納入場所 北海道帯広柏葉高等学校 (北海道帯広市東5条南2丁目)

(2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。

ア 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 契約条項を示す場所

北海道帯広市東3条南3丁目

北海道教育庁十勝教育局企画総務課

(4) 入札執行の場所及び日時

ア 入札場所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁4階C会議室 (郵送による場合は、郵便番号080-0803 北海道帯広市東3

丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課)

イ 入札日時 平成13年9月5日 (水) 午後1時

(郵送による場合は、平成13年9月4日までに必着のこと。)

ウ 開札場所 アに同じ。

エ 開札日時 イに同じ。

(5) 入札保証金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額 (消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。)) 相当額を含む。) の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の7及び北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。) 第147条から第150条までの定めるところによる。

(6) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交付場所 北海道帯広市東3条南3丁目

北海道教育庁十勝教育局企画総務課

イ 交付方法 アの場所で交付する。

(7) 落札者の決定方法  
 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

(9) その他  
 ア 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(7) 名称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課

(4) 所在地 郵便番号 080 - 0803 北海道帯広市東3条南3丁目  
 電話番号 0155 - 24 - 3111 内線 3117

エ 契約の手續において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨

オ この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。

カ この入札の執行は、公開する。

キ 詳細は、入札説明書による。

(10) Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

a Nature  
 Shoes box, Desk mat and others

b Quantity  
 44 items, 902 units

B. Bid tendering date and time :  
 1 : 00 P. M September 5, 2001

C. Contact :

Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Board of Education.  
 Higashi 3, Minami 3, Obihiro-shi, Hokkaido, 080-0803, Japan  
 Phone : 0155-24-3111 Ext. 3117

2(1) 入札に関する事項

ア 調達をする物品等の名称及び数量  
 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品購入（家具類）  
 ベッドなど5品目 18点

イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

ウ 納入期日 平成13年10月2日（火）

エ 納入場所 北海道帯広柏葉高等学校（北海道帯広市東5条南2丁目）

(2) 入札に参加する者に必要な資格  
 次のいずれにも該当すること。

ア 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 契約条項を示す場所  
 北海道帯広市東3条南3丁目  
 北海道教育庁十勝教育局企画総務課

(4) 入札執行の場所及び日時  
 ア 入札場所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁4階C会議室  
 （郵送による場合は、郵便番号 080 - 0803 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課）

イ 入札日時 平成13年9月5日（水） 午後1時  
 （郵送による場合は、平成13年9月4日までに必着のこと。）

ウ 開札場所 アに同じ。

エ 開札日時 イに同じ。

(5) 入札保証金  
 ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。

(6) 入札説明書の交付に関する事項  
 ア 交付場所 北海道帯広市東3条南3丁目  
 北海道教育庁十勝教育局企画総務課

第 1 2 8 7 号

解 説 公 開 申 請 規 則

<p>イ 交付方法 アの場所で交付する。</p> <p>(7) 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。</p> <p>(8) 契約書作成の要否</p> <p>(9) そ の 他</p> <p>ア 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い</p> <p>(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。</p> <p>ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>(7) 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課</p> <p>(4) 所在地 郵便番号 080 - 0803 北海道帯広市東3条南3丁目 電話番号 0155 - 24 - 3111 内線 3117</p> <p>エ 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>オ この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。</p> <p>カ この入札の執行は、公開する。</p> <p>キ 詳細は、入札説明書による。</p> <p>(10) Summary</p> <p>A. Nature and quantity of the products to be procured :</p> <p>2 a Nature Bedand others</p> <p>b Quantity 5 items, 18 units</p> <p>B. Bid tendering date and time : 1 : 00 P. M September 5, 2001</p>	<p>C. Contact :</p> <p>Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Board of Education. Higashi 3, Minami 3, Obihiro-shi, Hokkaido, 080-0803, Japan Phone : 0155-24-3111 Ext. 3117</p> <p>3(1) 入札に関する事項</p> <p>ア 調達をする物品等の名称及び数量 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品購入（掃除用具類） ゴミ箱など9品目 764点</p> <p>イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。</p> <p>ウ 納入期日 平成13年10月2日（火）</p> <p>エ 納入場所 北海道帯広柏葉高等学校（北海道帯広市東5条南2丁目）</p> <p>(2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。</p> <p>イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。</p> <p>(3) 契約条項を示す場所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課</p> <p>(4) 入札執行の場所及び日時</p> <p>ア 入札場所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁4階C会議室 （郵送による場合は、郵便番号 080 - 0803 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課）</p> <p>イ 入札日時 平成13年9月5日（水） 午後1時 （郵送による場合は、平成13年9月4日までに必着のこと。）</p> <p>ウ 開札場所 アに同じ。</p> <p>エ 開札日時 イに同じ。</p> <p>(5) 入札保証金</p> <p>ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。</p> <p>イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。</p> <p>(6) 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>ア 交付場所 北海道帯広市東3条南3丁目</p>
--	---

1 : 00 P. M September 5, 2001

北海道教育庁十勝教育局企画総務課

C. Contact :

イ 交付方法 アの場所で交付する。

Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Board of Education.

(7) 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

Higashi 3, Minami 3, Obihiro-shi, Hokkaido, 080-0803, Japan

(8) 契約書作成の要否

Phone : 0155-24-3111 Ext. 3117

(9) その他

ア 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4(1) 入札に関する事項

ア 調達をする物品等の名称及び数量

北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品購入（厨房類）  
クーリーキャビネットなど 4品目 4点

イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

ウ 納入期日 平成13年10月2日（火）

エ 納入場所 北海道帯広柏葉高等学校（北海道帯広市東5条南2丁目）

(2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。

ア 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 契約条項を示す場所

北海道帯広市東3条南3丁目

北海道教育庁十勝教育局企画総務課

(4) 入札執行の場所及び日時

ア 入札場所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁4階C会議室  
（郵送による場合は、郵便番号 080 - 0803 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課）

イ 入札日時 平成13年9月5日（水） 午後1時  
（郵送による場合は、平成13年9月4日までに必着のこと。）

ウ 開札場所 アに同じ。

エ 開札日時 イに同じ。

(5) 入札保証金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。

(6) 入札説明書の交付に関する事項

イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(7) 名称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課

(4) 所在地 郵便番号 080 - 0803 北海道帯広市東3条南3丁目  
電話番号 0155 - 24 - 3111 内線 3117

エ 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

オ この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。

カ この入札の執行は、公開する。

キ 詳細は、入札説明書による。

(10) Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

a Nature

Dust box and others

b Quantity

9 items, 764 units

B. Bid tendering date and time :

第 1287 号

報 告 公 開 規 則

<p>ア 交付場所 北海道帯広市東 3 条南 3 丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課</p> <p>イ 交付方法 アの場所で交付する。</p> <p>(7) 落札者の決定方法 財務規則第151条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。</p> <p>(8) 契約書作成の要否</p> <p>(9) そ の 他</p> <p>ア 開札の時に於いて、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い</p> <p>(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。</p> <p>ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>(7) 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課</p> <p>(4) 所在地 郵便番号 080 - 0803 北海道帯広市東 3 条南 3 丁目 電話番号 0155 - 24 - 3111 内線 3117</p> <p>エ 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>オ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。</p> <p>カ この入札の執行は、公開する。</p> <p>キ 詳細は、入札説明書による。</p> <p>(10) Summary</p> <p>A . Nature and quantity of the products to be procured :</p> <p>a Nature Clean cabinet and others</p> <p>b Quantity 4 items, 4 units</p>	<p>B . Bid tendering date and time : 1 : 00 P. M. September 5, 2001</p> <p>C . Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Board of Education. Higashi 3, Mimami 3, Obihiro-shi, Hokkaido, 080-0803, Japan Phone : 0155-24-3111 Ext. 3117</p> <p>5(1) 入札に関する事項</p> <p>ア 調達をする物品等の名称及び数量 北海道鹿追高等学校校舎改築に係る物品購入（事務器・ロッカー類） パソコン、時計など41品目 107点</p> <p>イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。</p> <p>ウ 納入期日 平成13年10月2日（火）</p> <p>エ 納入場所 北海道鹿追高等学校（北海道河東郡鹿追町西町1丁目8番地）</p> <p>(2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。</p> <p>イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。</p> <p>(3) 契約条項を示す場所 北海道帯広市東 3 条南 3 丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課</p> <p>(4) 入札執行の場所及び日時 ア 入札場所 北海道帯広市東 3 条南 3 丁目 北海道十勝支庁 4 階 C 会議室 （郵送による場合は、郵便番号 080 - 0803 北海道帯広市東 3 条南 3 丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課）</p> <p>イ 入札日時 平成13年 9 月 5 日（水） 午後 1 時 （郵送による場合は、平成13年 9 月 4 日までに必着のこと。）</p> <p>ウ 開札場所 アに同じ。</p> <p>エ 開札日時 イに同じ。</p> <p>(5) 入札保証金 ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。</p>
---	---

<p>(6) 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>ア 交付場所 北海道帯広市東 3 条南 3 丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課</p> <p>イ 交付方法 アの場所で交付する。</p> <p>(7) 落札者の決定方法 財務規則第151条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。</p> <p>(8) 契約書作成の要否 要</p> <p>(9) その他 ア 開札の時に於いて、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い</p> <p>(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。</p> <p>ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>(7) 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課</p> <p>(4) 所在地 郵便番号 080 - 0803 北海道帯広市東 3 条南 3 丁目 電話番号 0155 - 24 - 3111 内線 3117</p> <p>エ 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>オ この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。</p> <p>カ この入札の執行は、公開する。</p> <p>キ 詳細は、入札説明書による。</p> <p>(10) Summary A . Nature and quantity of the products to be procured : a Nature Parsonal Computer, Clock and others b Quantity</p>	<p>41 items, 107 units</p> <p>B . Bid tendering date and time : 1 : 00 P. M September 5, 2001</p> <p>C . Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Board of Education. Higashi 3, Minami 3, Obhiro-shi, Hokkaido, 080-0803, Japan Phone : 0155-24-3111 Ext. 3117</p> <p>6(1) 入札に関する事項</p> <p>ア 調達をする物品等の名称及び数量 北海道鹿追高等学校校舎改築に係る物品購入（教材・書架類） テレビ、ビデオカメラなど17品目 65点</p> <p>イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。</p> <p>ウ 納入期日 平成13年10月2日（火）</p> <p>エ 納入場所 北海道鹿追高等学校（北海道河東郡鹿追町西町1丁目8番地）</p> <p>(2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。</p> <p>イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。</p> <p>(3) 契約条項を示す場所 北海道帯広市東 3 条南 3 丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課</p> <p>(4) 入札執行の場所及び日時 ア 入札場所 北海道帯広市東 3 条南 3 丁目 北海道十勝支庁 4 階 C 会議室 （郵送による場合は、郵便番号 080 - 0803 北海道帯広市東 3 条南 3 丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課）</p> <p>イ 入札日時 平成13年9月5日（水） 午後1時 （郵送による場合は、平成13年9月4日までに必着のこと。）</p> <p>ウ 開札場所 アに同じ。</p> <p>エ 開札日時 イに同じ。</p> <p>(5) 入札保証金 ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16</p>
---	---

第 1 2 8 7 号

北 興 興 公 弊

<p>号)第167条の7及び財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。</p> <p>(6) 入札説明書の交付に関する事項                  ア 交付場所 北海道帯広市東3条南3丁目                  北海道教育庁十勝教育局企画総務課                  イ 交付方法 アの場所で交付する。                  (7) 落札者の決定方法                  財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。                  (8) 契約書作成の要否                  要                  (9) そ の 他                  ア 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。                  イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い                  (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。                  (4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。                  ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地                  (7) 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課                  (4) 所在地 郵便番号 080 - 0803 北海道帯広市東3条南3丁目                  電話番号 0155 - 24 - 3111 内線 3117                  エ 契約の手續において使用する言語及び通貨                  日本語及び日本国通貨                  オ この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。                  カ この入札の執行は、公開する。                  キ 詳細は、入札説明書による。</p> <p>(10) Summary                  A. Nature and quantity of the products to be procured :                  a Nature                  TV, Video camera and others</p>	<p>b Quantity                  17 items, 65 units                  B. Bid tendering date and time :                  1 : 00 P. M September 5, 2001                  C. Contact :                  Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Board of Education.                  Higashi 3, Minami 3, Obihiro-shi, Hokkaido, 080-0803, Japan                  Phone : 0155-24-3111 Ext. 3117</p> <p>7(1) 入札に関する事項                  ア 調達をする物品等の名称及び数量                  北海道鹿追高等学校校舎改築に係る物品購入(電気・作業機械類)                  冷蔵庫、洗濯機など5品目 6点                  イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。                  ウ 納入期日 平成13年10月2日(火)                  エ 納入場所 北海道鹿追高等学校(北海道河東郡鹿追町西町1丁目8番地)                  (2) 入札に参加する者に必要な資格                  次のいずれにも該当すること。                  ア 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。                  イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。                  (3) 契約条項を示す場所                  北海道帯広市東3条南3丁目                  北海道教育庁十勝教育局企画総務課                  (4) 入札執行の場所及び日時                  ア 入札場所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁4階C会議室                  (郵送による場合は、郵便番号 080 - 0803 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課)                  イ 入札日時 平成13年9月5日(水) 午後1時                  (郵送による場合は、平成13年9月4日までに必着のこと。)                  ウ 開札場所 アに同じ。                  エ 開札日時 イに同じ。                  (5) 入札保証金                  ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税等相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。</p>
--	--

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。

(6) 入札説明書の交付に関する事項  
 ア 交付場所 北海道帯広市東3条南3丁目  
 北海道教育庁十勝教育局企画総務課  
 イ 交付方法 アの場所で交付する。

(7) 落札者の決定方法  
 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

(9) その他  
 ア 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い  
 (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
 (4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
 (7) 名称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課  
 (4) 所在地 郵便番号 080 - 0803 北海道帯広市東3条南3丁目  
 電話番号 0155 - 24 - 3111 内線 3117

エ 契約の手續において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨

オ この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。

カ この入札の執行は、公開する。

キ 詳細は、入札説明書による。

(10) Summary  
 A. Nature and quantity of the products to be procured :  
 a Nature

A refrigerator, Washing machine and others  
 b Quantity  
 5 items, 6 units  
 B. Bid tendering date and time :  
 1 : 00 P. M September 5, 2001  
 C. Contact :  
 Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Board of Education.  
 Higashi 3, Minami 3, Obihiro-shi, Hokkaido, 080-0803, Japan  
 Phone : 0155-24-3111 Ext. 3117

8 一連の調達契約に関する事項  
 この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期  
 (1) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築に係る物品購入  
 ア 名称及び数量  
 カーテン類など 3品目 120点  
 イ 予定時期 平成13年10月頃  
 (2) 北海道鹿追高等学校校舎改築に係る物品購入  
 ア 名称及び数量  
 カーテン類など 8品目 445点  
 イ 予定時期 平成13年10月頃

**調 査 報 告 書 取 扱 部**

**北海道選挙管理委員会告示第107号**  
 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。  
 平成13年8月10日  
 北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康 之

(平成13年6月分)

政党的支部であるか否かの別	政治団体の名称	主たる事務所	所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名	届出先
否	政党自由連合北海道連合会	札幌市白石区中央1条7丁目16-43	ララコーコーボ1階	藤重人	岸大場	事務局
同	札幌土地家屋調査士政治連盟	中央区南4条西6丁目8番地		安藤重人	岸大場	同
同	佐藤こうぞう北海道後援会	同 白石区中央1条7丁目16-43	ララコーコーボ1階	戸澤和祐	内青山	同
同	戸澤和幸後援会	寿都郡黒松内町字中ノ川150番地		勝井祐輔	木伏本	後志支所
同	藤野きみたか後援会岩見沢事務所	岩見沢市1条西2丁目8-2	岩見沢専門店ビル3F	小山根忠力	犬森松平	空知支所
同	小野忠後援会	空知郡上富良野町大町1-2-1		菅原信俊	佐西尾	上川支所
同	測友会	旭川市1条通9丁目 TRビル3階		守口橋	松ケ平	同
同	藤本義昭と新しい朝日をつくる会	上川郡朝日町字中央3764		高酒井	伯澤前	同
同	高瀬としえ後援会	常呂郡佐呂間町字栃木		大酒井	西澤	同
同	吉野せいご後援会	同 字宮前120-4		酒井	米尾	同
同	橋本聖子早来後援会	勇払郡早来町栄町165番地の4		内山	幌米	同
同	だて忠一三石町後援会	三石郡三石町字本町107番地の8		山口	森田	同
同	橋本聖子三石町後援会	同 字蓬栄126番地		橋野	村	同
同	十勝清流政治の会	静内郡静内町御幸町3丁目1-66		今野	森田	同
同	山西二三夫後援会	河東郡音更町緑陽台仲区25		松野	田	同
同	伊達忠一芽室後援会	中川郡本別町押帯445-8		久藤	藤原	同
同	村上かずしげ後援会	河西区芽室町東4条2丁目10		藤雅	加藤	同
同	田塚ふじお後援会	釧路市鳥取北6丁目6番8号		佐藤	伊藤	同
同	根室朝日政経研究会	根室市光洋町4丁目9番地1		田島	池	同
同	おだ忠弘と歩む市民ネットワーク	同		田	不二男	同
同	ちば智人と歩む市民ネットワーク	同 宝町2丁目41番地		織田	弘	同
同	すずき一彦後援会	同 緑町3丁目49番地		千田	智人	同
同	神ただし後援会	同 花園町9丁目25番地		近藤	三智	同
同	高本みさ子後援会	同 昭和町3丁目21番地		海老原	善次	同
同	下川やすお後援会	同 朝日町2丁目10番地		佐藤	善一郎	同
同	たけうち正利後援会	同 光洋町2丁目20番地		横山	幸夫	同
同		同 齒舞5丁目15番地		影沼	潔	同

北海道選挙管理委員会告示第 108 号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第7条の規定による政治団体の届出事項の異動届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成13年8月10日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之



だて忠一 静内町後援会	主たる事務所の所在地	静内郡静内町駒場5-20	静内郡静内町山手町3丁目11-8	日高支所
同	代表者の氏名	酒井睦美	谷本匠	同
帯広道政研究会	会計責任者の氏名	蒲池富雄	野村俊昭	十勝支所
中川昭一 池田町連合後援会	代表者の氏名	先崎哲次	小杉富之助	同
同	会計責任者の氏名	小杉茂	大西敏夫	同
フロンティア5の会	主たる事務所の所在地	河東郡上士幌町字居辺東17線268	河東郡上士幌町字上音更東4線274	同
同	代表者の氏名	八重樫健一	渡部信一	同
みつ丈夫と歩む会	会計責任者の氏名	蒲池富雄	野村俊昭	同
石川明美後援会	主たる事務所の所在地	釧路市緑ヶ岡6丁目20番3号	釧路市松浦町1番2号	釧路支所
同	会計責任者の氏名	片山節子	堀内正信	同
梅津則行後援会	主たる事務所の所在地	釧路市愛国西3丁目30番18号	釧路市住之江町10番1号	同
同	代表者の氏名	吉田稲子	村上和繁	同
同	会計責任者の氏名	志賀干津子	田中博修	同
倉井としかつ後援会	政治団体の名称	倉井としかつ後援会	倉井俊勝後援会	同
同	代表者の氏名	山本行信	佐藤勝録	同
松永としお後援会	主たる事務所の所在地	釧路市春採6丁目4番32号	釧路市富士見町3丁目3番1号	同
渡辺けいそう後援会	代表者の氏名	平井芳三	城野口博守	同

北海道選挙管理委員会告示第109号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。  
平成13年8月10日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之 (平成13年6月分)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散の年月日	届出先
戸澤和幸後援会	戸澤和幸	平13.6.8	後志支所
堀米克雄後援会	村岡竹雄	同9.12.30	網走支所
吉野せいご後援会	高橋俊道	同10.6.28	同

北海道選挙管理委員会告示第110号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の指定届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。  
平成13年8月10日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之

資金管理団体の届出をした者	資金	管理団体	届出先
氏名	公職の種類	政治団体の名称	代表者の氏名
田塚不二男	根室市議会議員	根室朝日政経研究会	田塚不二男
		根室市光洋町4丁目9番地1	根室支所

北海道選挙管理委員会告示第 111 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 6 条第 1 項の規定による政党支部の届出があ

当該政治団体を支部とする政党の名称 政 党 の 支 部 の 名 称  
 （政 党 本 部 の 名 称）  
 政党自由連合 政党自由連合北海道連合会  
 主たる活動区域が1以上の市町村又は選挙区の区 届 出 先  
 域を単位として設けられる支部であるか否かの別  
 有 事務局

標 公 査 警 査 告 示 第 111 号

北海道公安委員会告示第64号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第 4 項第 1 号イ及び第99条の3第 4 項第 1 号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。  
 平成13年 8 月10日

1 審査の種類、期日、時間及び場所  
 北海道公安委員会委員長 潮 田 隆 隆

(1) 種類

- ア 技能検定員審査（大型、普通、大特、普自二、けん引）
- イ 教習指導員審査（大型、普通、大特、普自二、けん引）
- (2) 期日

ア 技能検定員審査

- (ア) 技能検定員資格者証の交付を受けた者で当該技能検定員資格者証に係る自動車の種類以外の自動車の種類に応じた技能検定員審査を受けようとするもの
  - 2 技能検定員審査（大型、普通、大特又はけん引）を受ける場合  
 平成13年10月1日（月）
- b 技能検定員審査（普自二）を受けする場合  
 平成13年10月1日（月）及び同月4日（木）の2日間
- (イ) その他の者  
 平成13年10月3日（水）から同月5日（金）までの3日間

イ 教習指導員審査

- (ア) 教習指導員資格者証の交付を受けた者で当該教習指導員資格者証に係る自動車の種類以外の自動車の種類に応じた教習指導員審査を受けようとするもの
  - 2 教習指導員審査（大型、普通、大特又はけん引）を受ける場合  
 平成13年 9 月12日（水）
- b 教習指導員審査（普自二）を受けする場合

つたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成13年 8 月10日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之  
 （平成13年 6 月分）

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之  
 平成13年 9 月13日（木）  
 事務所

平成13年 9 月12日（水）及び同月14日（金）の2日間

- (イ) 学科指導員及び技能指導員の資格を有する者  
 平成13年 9 月13日（木）
- (ウ) その他の者

平成13年 9 月13日（木）及び同月14日（金）の2日間

- (3) 時間 午前9時から午後5時まで
- (4) 場所 札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号  
 北海道警察本部交通部運転免許試験課札幌運転免許試験場

2 受審資格

札幌方面管内に住所を有する者であって、道路交通法第99条の2第 4 項第 2 号又は第99条の3第 4 項第 2 号に該当するものであること。

3 審査の申請手続

- (1) 提出書類

ア 技能検定員審査等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号）第 3 条第 1 項又は第11条第 1 項に規定する審査申請書 1 通

イ 審査細目の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の写し 1 通  
 審査手数料の納付

審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第 2 条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。

- (3) 受付期間

平成13年 8 月20日（月）から平成13年 8 月31日（金）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送による申請は受け付けない。

- (4) 申請先 札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号  
 北海道警察本部交通部運転免許試験課教習所係  
 電話 011 - 683 - 5770（内線 231、232）

4 審査の方法等

(1) 技能検定員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	技能検定の実施に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	面接試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
教習に関する技能	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能	面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
教習に関する技能	学科教習（自動車の運転に関	

する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能

正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

教則の内容となっている事項  
その他自動車の運転に関する知識

自動車の運転技能に関する法令についての知識

教習指導員として必要な教育についての知識

5 合格発表

合格発表は、審査終了後おおむね1週間以内に、文書により本人に通知する。

6 問い合わせ先

審査に関する問い合わせは、申請先によること。

興三兵衛公安警察課長

旭川方面公安委員会告示第22号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成13年8月10日

北海道旭川方面公安委員会委員長 井 須 孝 誠

1 審査の種類、期日、時間及び場所

(1) 種類

ア 技能検定員審査（大型、普通、大特、普自二、けん引）

イ 教習指導員審査（大型、普通、大特、普自二、けん引）

(2) 期日

ア 技能検定員審査

(イ) 技能検定員資格者証の交付を受けた者で当該技能検定員資格者証に係る自動車の種類以外の自動車の種類に応じた技能検定員審査を受けようとするもの

2 技能検定員審査（大型、普通）を受ける場合

平成13年10月1日（月）

b 技能検定員審査（大特、けん引）を受ける場合

- 平成13年10月2日（火）
- c 技能検定員審査（普自二）を受ける場合  
平成13年10月3日（水）
- (4) その他の者  
平成13年10月3日（水）から同月5日（金）までの3日間
- 1 教習指導員審査
  - (ア) 教習指導員資格者証の交付を受けた者で当該教習指導員資格者証に係る自動車の種類以外の自動車の種類に応じた教習指導員審査を受けようとするもの
    - a 教習指導員審査（大型、普通）を受ける場合  
平成13年9月10日（月）
    - b 教習指導員審査（大特、けん引）を受ける場合  
平成13年9月11日（火）
    - c 教習指導員審査（普自二）を受ける場合  
平成13年9月12日（水）
  - (イ) 学科指導員及び技能指導員の資格を有する者  
平成13年9月13日（木）
  - (ウ) その他の者  
平成13年9月13日（木）及び同月14日（金）の2日間
  - (3) 時間  
午前9時から午後5時まで
  - (4) 場所  
旭川市近文町17丁目2699番地の5  
北海道警察旭川方面本部運転免許試験旭川運転免許試験場  
ただし、1の2のアのイ並びに同イのウ及びウに係る審査は、次の場所でする。
- 2 受審資格  
旭川方面管内に住所を有する者であって、道路交通法第99条の2第4項第2号又は第99条の3第4項第2号に該当する者であること。
- 3 審査の申請手続
  - (1) 提出書類
    - ア 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項又は第11条第1項に規定する審査申請書  
1通
    - イ 住民票の写し（本籍を記載したもの）  
1通
    - ウ 履歴書（自筆のもの）  
1通
    - エ 運転免許証の写し  
1通

才 運転記録証明書（申請前40日以内に発行されたもの）	1通	
力 審査細目の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の写し	1通	
(2) 審査手数料の納付 審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第2条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。		
(3) 受付期間 平成13年8月13日（月）から同月28日（火）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後5時までとする。 なお、郵送による申請は受け付けない。		
(4) 申請先 旭川市近文町17丁目2699番地の5 北海道警察旭川方面本部運転免許試験旭川運転免許試験場 電話 0166 - 51 - 2489、2494（内線 312、313）		
4 審査の方法等		
(1) 技能検定員審査		
審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する知識	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	教則の内容となつてゐる事項	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	技能検定の実施に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	面接試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

第 1 2 8 7 号

報 告 公 報 北

(2) 教習指導員審査			
審査項目	審 査 細 目	審 査 方 法 等	
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。	
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能	面接試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。	
教習に関する知識	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能		
	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。	
	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。	
	教習指導員として必要な教育についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。	

<p>5 合格発表 合格発表は、審査終了後おおむね1週間以内に、文書により本人に通知する。</p> <p>6 問い合わせ先 審査に関する問い合わせは、申請先によること。</p>	<p>(1) 種類 ア 技能検定員審査（大型、普通、大特、普自二、けん引） イ 教習指導員審査（大型、普通、大特、普自二、けん引）</p> <p>(2) 期日 ア 技能検定員審査 イ 技能検定員資格者証の交付を受けた者で当該技能検定員資格者証に係る自動車の種類以外の自動車の種類に応じた技能検定員審査を受けようとするもの 平成13年10月4日（木） イ その他の者 平成13年10月3日（水）から同月5日（金）までの3日間 イ 教習指導員審査 イ 教習指導員資格者証の交付を受けた者で当該教習指導員資格者証に係る自動車の種類以外の自動車の種類に応じた教習指導員審査を受けようとするもの 平成13年9月13日（木） イ 学科指導員及び技能指導員の資格を有する者 平成13年9月13日（木） イ その他の者 平成13年9月13日（木）及び同月14日（金）の2日間</p> <p>(3) 時間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 場所 釧路市大葉毛北1丁目15番8号 北海道警察釧路方面本部運転免許課釧路運転免許試験場 ただし、1の2のアのイ並びに同イのイ及びイに係る審査は、次の場所で実施する。 札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号 北海道警察本部交通部運転免許試験課札幌運転免許試験場</p> <p>2 受審資格 釧路方面管内に住所を有する者であって、道路交通法第99条の2第4項第2号又は第99条の3第4項第2号に該当する者であること。</p> <p>3 審査の申請手続 (1) 提出書類 ア 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項又は第11条第1項に規定する審査申請書 イ 審査細目の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の写し 1通 (2) 審査手数料の納付 審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例</p>
--	---

釧路方面公安委員会告示第27号

釧路方面公安委員会告示第27号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。  
平成13年8月10日  
北海道釧路方面公安委員会委員長 西佐古 求

1 審査の種類、期日、時間及び場所

(平成12年北海道条例第30号)第2条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。

(3) 受付期間

平成13年8月13日(月)から同月24日(金)までの土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送による申請は受け付けない。

(4) 申請先

釧路市大柴毛北1丁目15番8号  
北海道警察釧路方面本部運転免許課釧路運転免許試験場  
電話 0154 - 57 - 5915 (内線 39)

4 審査の方法等

(1) 技能検定員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験(自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。)の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能検定の実施に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	面接試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査

審査項目	審査細目	審査方法等

教習に関する技能

教習指導員として必要な自動車の運転技能

技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。)に必要な教習の技能

学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をいう。)に必要な教習の技能

教習に関する知識

教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識

自動車教習所に関する法令についての知識

教習指導員として必要な教育についての知識

正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

5 合格発表  
合格発表は、審査終了後おおむね1週間以内に、文書により本人に通知する。

6 問い合わせ先

審査に関する問い合わせは、申請先に行うこと。

調 査 係 長 印 紙

北海道警察本部告示第107号

次のとおり指名競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成13年8月10日

北海道警察本部長 山田 高 廣

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量  
警察官(男性)用冬服 上衣2,680着 ヌボン2,680本

第 七 八 二 一 号 報 警 四

<p>(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。</p> <p>(3) 納 入 期 日 平成13年12月14日</p> <p>(4) 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。</p> <p>(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。</p> <p>3 指名されるために必要な要件 入札に参加しようとする者は、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第160条の基準に基づく次の要件に該当すること。</p> <p>(1) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。</p> <p>(2) 納入する物品に必要とする生地の供給を受けられること。</p> <p>4 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236</p> <p>5 入札執行の場所及び日時</p> <p>(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場(郵送による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課)</p> <p>(2) 入 札 日 時 平成13年9月25日 午前9時30分(郵送による場合は、必着)</p> <p>(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。</p> <p>(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。</p> <p>6 入 札 保 証 金</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。</p> <p>(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の13において準用する政令第167条の7及び財務規則第162条において準用する財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。</p> <p>7 一連の調達契約に関する事項 この契約による調達後において調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公示の予定時期</p>	
--	--

<p>(1) 名称及び数量 警察官(男性)用冬服 上衣480着 ヌボソ480本</p> <p>(2) 予 定 時 期 平成13年12月ころ</p> <p>8 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236</p> <p>(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。</p> <p>9 落札者の決定方法 財務規則第162条において準用する財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。</p> <p>10 契約書作成の要否</p> <p>11 そ の 他</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者に要求される義務 この入札に参加しようとする者は、製品見本及び3の(1)と(2)に示す事項について証明する書類等を平成13年9月12日までに、次の場所に提出しなければならない。 また、提出した製品見本及び書類等に関し契約担当者等から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>提 出 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部装備課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2322</p> <p>(2) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者若しくは指名されていない者のした入札、財務規則第162条において準用する財務規則第154条各号に掲げる入札又はこの公示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(3) 入札金額等に係る消費税等の取扱い</p> <p>ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。</p> <p>(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課</p>	
--	--

イ 所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目  
電話番号 011-251-0110 内線 2236

- (5) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (7) この入札の執行は、公開する。
- (8) 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured : male police officer's winter clothes : 2,680 jackets, 2,680 pairs of trousers
- (2) Bid submission date and time : 9 : 30 A. M., September 25, 2001
- (3) For further information, please contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan, Phone : 011-251-0110 Ext. 2236

北海道警察本部告示第 108 号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。  
平成13年 8月10日

北海道警察本部長 山田 高 廣

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
背広服 2,038着
- 2 落札者を決定した日  
平成13年 6月18日
- 3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏 名 榎本商事株式会社  
(2) 住 所 札幌市中央区南2条西10丁目
- 4 落札金額  
50,437,443円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成13年 5月 1日付け北海道警察本部告示第55号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第 109 号

次のとおり指名競争入札により落札者を決定した。  
平成13年 8月10日

北海道警察本部長 山田 高 廣

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
警察官 (男性) 用合服上衣 3,190着  
警察官 (男性) 用合服ズボン 3,190本
- 2 落札者を決定した日  
平成13年 7月 9日
- 3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏 名 榎本商事株式会社  
(2) 住 所 札幌市中央区南2条西10丁目
- 4 落札金額  
81,660,810円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
指名競争入札
- 6 指名競争入札の公示  
平成13年 5月29日付け北海道警察本部告示第76号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課  
(2) 所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第 109 号

渡島海区漁業調整委員会告示第 2 号

渡島支庁管内地先海面における定置漁業の保護区域について、漁業法 (昭和24年法律第267号) 第67条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。  
平成13年 8月10日

渡島海区漁業調整委員会会長 西田 勝 美

- 1 保護区域  
敷設されている定置漁具から300メートル以内の区域とする。
- 2 指示期間

平成13年9月1日から12月25日まで  
 3 保護区域内の行為の禁止  
 定置漁業の保護区域内においては、水産動物の採捕を行ってはならない。ただし、漁業権に基づき漁業を営む場合はこの限りでない。

**渡島海区漁業調整委員会指示第3号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、渡島海区における「船舶」を使用して行う「釣漁法」による「さけ」の採捕について、次のとおり禁止する。ただし、北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号）第45条の規定により試験研究等のため「さけ」採捕について知事の許可を受けた者が当該許可内容の採捕をする場合はこの限りでない。

平成13年8月10日

渡島海区漁業調整委員会会長 西 田 勝 美

1 禁止区域

(1) 般法華村と恵山町の境界線と最大高潮時海岸線の交点から102度30分の線、戸井町汐首灯台中心点と最大高潮時海岸線との交点から正南の線、最大高潮時海岸線及び同線から沖合1200メートルの線とによって囲まれた区域

(2) 基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第1号 函館市立待岬

基点第2号 北海道水産部函根点No.11

(北海道水産部三角点水D34～)

基点第3号 久根別川河口左岸線と最大高潮時海岸線との交点

点 1 基点第1号から正南の線と最大高潮時海岸線から沖合1200メートルの線との交点

点 2 基点第2号から169度40分の線と最大高潮時海岸線から沖合1200メートルの線との交点

点 3 基点第2号から256度の線と基点第3号から正南の線との交点

(3) 久根別川河口左岸線と最大高潮時海岸線との交点から正南の線、上磯町葛登支灯台中心点と最大高潮時海岸線との交点から150度の線、最大高潮時海岸線及び同線から沖合2000メートルの線とによって囲まれた区域

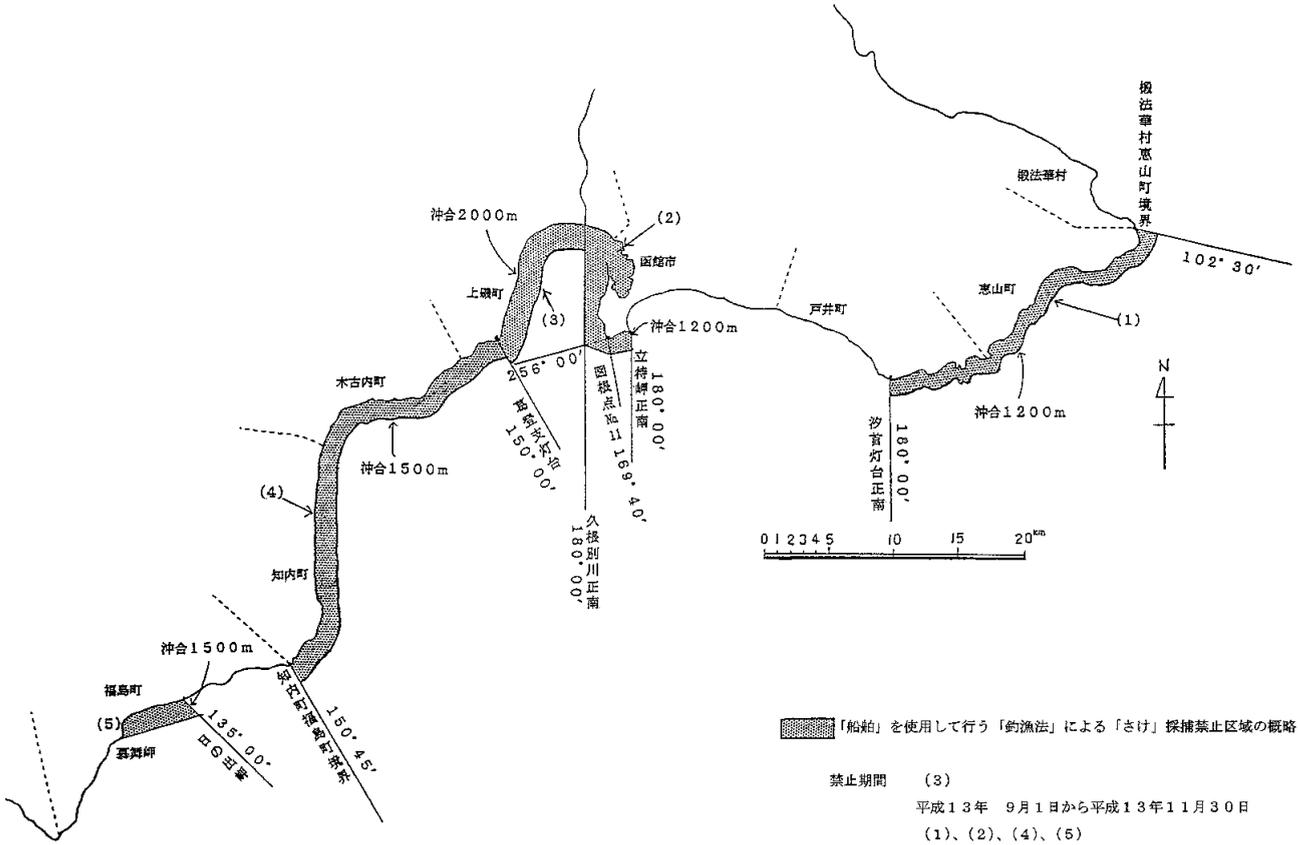
(4) 上磯町葛登支灯台中心点と最大高潮時海岸線との交点から150度の線、知内町と福島町との境界線と最大高潮時海岸線との交点から150度45分の線、最大高潮時海岸線及び同線から沖合1500メートルの線とによって囲まれた区域

(5) 福島町字日の出日の出岬先端と最大高潮時海岸線との交点、同点から135度沖合1500

メートルの点及び福島町字白符暴舞岬先端と最大高潮時海岸線との交点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

2 禁止期間  
 上記禁止区域のうち、(3)  
 平成13年9月1日から11月30日まで  
 上記禁止区域のうち、(1)、(2)、(4)、(5)  
 平成13年10月1日から11月30日まで

平成13年度渡島海区漁業調整委員会指示第3号



渡島海区漁業調整委員会 指示

網走海区漁業調整委員会指示第2号

網走支庁管内斜里町地先海域における船舶を使用して行う釣り漁法によるさけの採捕（以下「秋さけ船釣り」という。）について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

平成13年8月10日

網走海区漁業調整委員会会長 杉 森 隆

1 秋さけ船釣りのライセンス

平成13年8月25日から同年9月25日までの制限期間に、別に示す制限海域においては秋さけ船釣りを行ってはならない。ただし、同年9月1日から25日までの秋さけ船釣りの実施期間で別に示すその実施海域において、本委員会のライセンスを取得した者（以下「ライセンス取得者」という。）の使用する船舶に乗って行う場合は、この限りでない。

2 ライセンスの取得

(1) ライセンスの区分

ライセンスを取得しようとする者は、秋さけ船釣りに使用する船舶の区分に応じて、本委員会あてに申請しなければならない。

ア 秋さけ船釣りを行わせるためにライセンスを取得した者を乗船させて漁場に案内する事業を営む者（以下「遊漁船業者」という。）

イ 自己が使用権限を持つ船舶又は使用権限を持つ他人から使用を認められた船舶により、秋さけ船釣りをする者（以下「プレジャーボート使用者」という。）

(2) 船舶ごとの取得義務

遊漁船業者又はプレジャーボート使用者は、秋さけ船釣りに使用する船舶ごとに本委員会のライセンスを取得しなければならない。ただし、同一の船舶であっても、当該船舶を使用する遊漁船業者又はプレジャーボート使用者が異なる場合には、使用する者ごとにライセンスを取得しなければならない。

(3) ライセンスを発行する隻数

遊漁船業者が使用する船舶（以下「遊漁船」という。）は、100隻以内とし、プレジャーボート使用者が使用する船舶（以下「プレジャーボート」という。）は、隻数の制限を行わない。

(4) ライセンスの申請手続及び発行基準

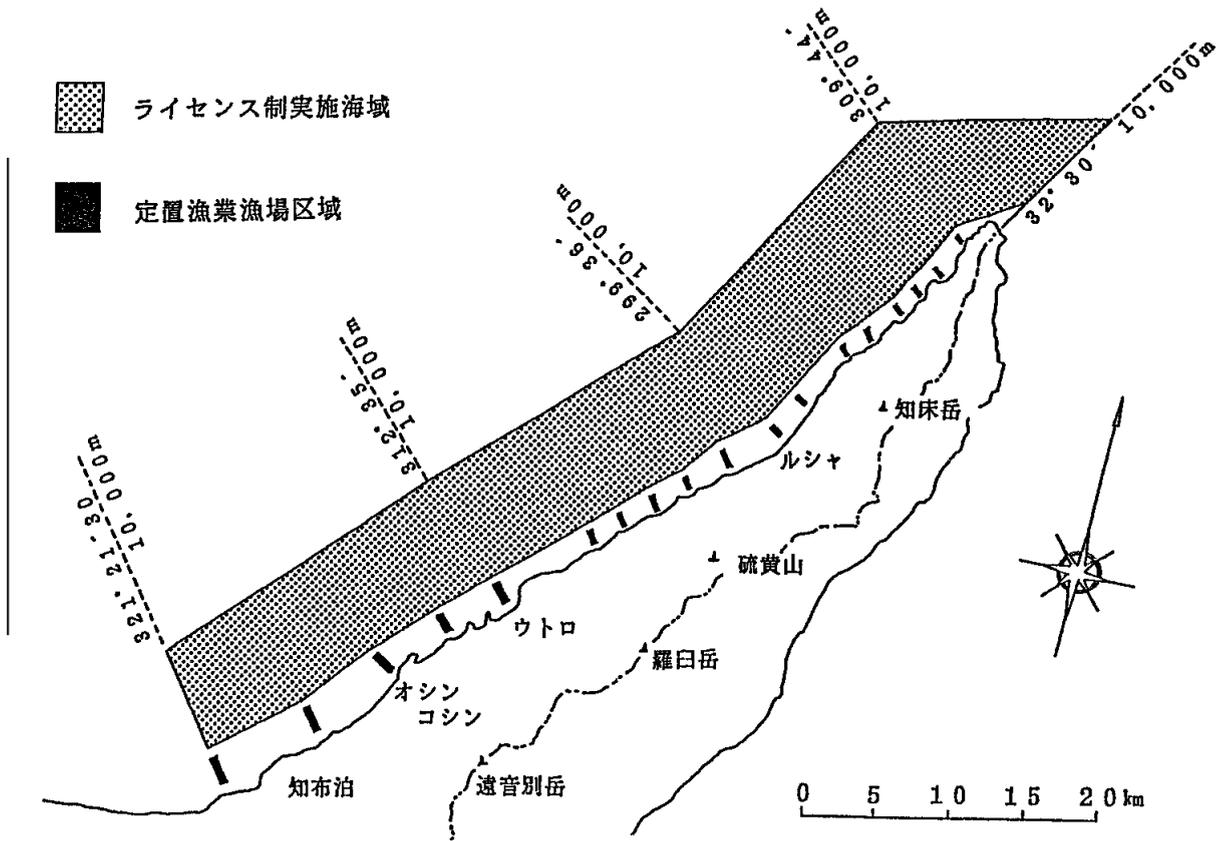
ライセンスの申請手続、発行基準その他必要な事項は、別に定める。

3 ライセンス取得者の遵守事項



基点第4号 の点) 斜さけ・ほつけ定第19号の基点 (北緯44度17分42秒、東経145度17分32秒)	点3	基点第9号から299度36分	10,000メートルの点
基点第5号 の点) 斜さけ・ほつけ定第18号の基点 (北緯44度16分59秒、東経145度16分47秒)	点4	基点第15号から312度35分	10,000メートルの点
基点第6号 の点) 斜さけ・ほつけ定第17号の基点 (北緯44度15分53秒、東経145度15分32秒)	点5	基点第19号から321度21分30秒	10,000メートルの点
基点第7号 の点) 斜さけ・ほつけ定第16号の基点 (北緯44度15分15秒、東経145度14分30秒)	点6	基点第1号から32度30分	2,400メートルの点
基点第8号 の点) 斜さけ・ほつけ定第15号の基点 (北緯44度13分23秒、東経145度13分11秒)	点7	基点第2号から309度44分	1,350メートルの点
基点第9号 の点) 斜さけ・ほつけ定第14号の基点 (北緯44度12分10秒、東経145度12分19秒)	点8	基点第3号から308度02分	1,680メートルの点
基点第10号 の点) 斜さけ・ほつけ定第13号の基点 (北緯44度10分47秒、東経145度10分04秒)	点9	基点第4号から303度43分	1,715メートルの点
基点第11号 の点) 斜さけ・ほつけ定第12号の基点 (北緯44度09分46秒、東経145度08分09秒)	点10	基点第5号から310度44分	1,630メートルの点
基点第12号 の点) 斜さけ・ほつけ定第11号の基点 (北緯44度08分51秒、東経145度06分48秒)	点11	基点第6号から317度18分	1,726メートルの点
基点第13号 の点) 斜さけ・ほつけ定第10号の基点 (北緯44度08分06秒、東経145度05分26秒)	点12	基点第7号から311度15分	1,580メートルの点
基点第14号 の点) 斜さけ・ほつけ定第9号の基点 (北緯44度07分10秒、東経145度04分00秒)	点13	基点第8号から296度04分	1,778メートルの点
基点第15号 の点) 斜さけ・ほつけ定第8号の基点 (北緯44度04分40秒、東経145度00分41秒)	点14	基点第9号から299度36分	1,964メートルの点
基点第16号 の点) 斜さけ・ほつけ定第7号の基点 (北緯44度03分14秒、東経144度58分21秒)	点15	基点第10号から315度14分	2,280メートルの点
基点第17号 の点) 斜さけ・ほつけ定第6号の基点 (北緯44度01分36秒、東経144度55分57秒)	点16	基点第11号から316度21分	1,700メートルの点
基点第18号 の点) 斜さけ・ほつけ定第5号の基点 (北緯43度58分58秒、東経144度53分05秒)	点17	基点第12号から318度55分	1,850メートルの点
基点第19号 の点) 斜さけ・ほつけ定第4号の基点 (北緯43度56分29秒、東経144度48分59秒)	点18	基点第13号から318度02分	1,700メートルの点
点1	点19	基点第14号から324度58分	1,730メートルの点
点2	点20	基点第15号から312度35分	2,552メートルの点
	点21	基点第16号から311度42分	2,390メートルの点
	点22	基点第17号から294度51分	2,612メートルの点
	点23	基点第18号から316度46分	2,985メートルの点
	点24	基点第19号から321度21分30秒	3,167メートルの点

秋さけ船釣りライセンス制実施海域図



毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

平成十三年八月十日

金曜日

印編発

刷集行

富北 北海道 印刷 株式会社  
土道 総務 部 法制 課  
海務 部 文書 課